

平成30年皆野町農業委員会第8回定例総会議事録

1. 開催期日 平成30年8月24日(金)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 2時30分
4. 閉議時刻 午後 3時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 四方田 忠 則
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：12人・欠席者：2人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	浅見 寿太郎	欠席	11	四方田 忠 則	出席
2	葦原 義人	出席	12	久保 明弘	欠席
3	吉岡 徳夫	出席	13	長島 徳治	出席
4	大村 茂	出席	14	門平 喜良	出席
5	門平 眞一	出席	皆野	田島 武正	出席
6	高橋 健一	出席	国神	土屋 貞夫	出席
7	若林 治	出席	金沢	田中 輝雄	出席
8	黒沢 文作	出席	日野沢	高橋 清勝	出席
9	齊藤 三恵子	出席	三沢	扇原 久栄	出席
10	山口 明	出席			

7. 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する意見について
1件
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見について
1件
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について
2件
- 議案第4号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について
1件

8. 事務局 宮原宏一、井上裕太

9. 会議の概要

四方田会長
あいさつ

農地利用状況調査説明会に引き続いての総会ということで、ご苦労様でございます。

今年は非常に異常気象続きですが、皆様体調を崩さずおられるので感心しております。熱中症に罹って搬送されるかたもいる中で、今後暑い日が続く予報だそうです。さらに台風も日本列島に沿った形で上がってくると関東にも接近するので心配であります。

郡市の農業委員会の協議会の役員会の中で、秩父市の農業委員会が新しいものを始めようという一環の中で、長ナスに目を付けて600本を農業委員で分けて栽培してみたということです。出来たナスを天ぷらや油炒め等にしてみたところ評判が良いため、特産品になるとの感触を持ったとのこと。横瀬町では、小規模でもお酒を生産できる特区を申請してどぶろくを作って町おこしの記事も拝見しました。それぞれの農業委員会が試行錯誤の中で地域の特産品を作っているとしております。

本日は時間も限られておりますが、慎重にご審議いただきまして、議事がスムーズに進行いたしますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思いません。

議長を四方田会長にお願いいたします。

四方田会長

ただ今の出席委員数は17名です。

定足数に達しておりますので、これより平成30年皆野町農業委員会第8回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、1番、浅見寿太郎委員、12番、久保明弘委員2名でございます。

次に議事録署名人に、

4番、大村茂委員

5番、門平眞一委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

四方田会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、
4番、大村茂委員

	<p>5番、門平眞一委員にお願いいたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件を議題といたします。</p> <p>番号1について審議します。</p> <p>事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(事務局朗読)
四方田会長	農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の、扇原久栄委員に対象農地の状況について説明を求めます。
三沢区域担当 扇原委員	<p>8月17日に葦原委員、事務局と調査を行いました。</p> <p>先ほども説明がありましたが、5月定例総会の時に同じ農地を説明しておりますのでご承知置きいただいているかと思いますが、申請地は案内図にありますように〇〇〇から〇〇の集落に1km進んだあたりの農地となります。5月から特段変わったところはありませんでした。地域との話も出来ていると聞いております。問題ないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
四方田会長	農業委員として、地区担当の、2番葦原義人委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。
2番 葦原委員	<p>扇原委員からの説明のとおりです。</p> <p>皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
四方田会長	これより本件に対する質疑を行います。
8番 黒沢委員 事務局	<p>譲受人の名字が違いますが、どのような関係ですか。</p> <p>こちらに引っ越した後に結婚をすると聞いています。</p> <p>申請人が二人になっているのは、土地の持分の関係で二人の申請になっております。</p>
四方田会長	他に質疑はございますか。
出席委員	(なしの声あり)
四方田会長	質疑がございませんので、これより採択いたします。

本件は、農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移動に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。

本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員 (委員の挙手)

四方田会長 挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。

続きまして、議案第2号。農地法第4条の規定による許可申請について1件を議題といたします。

番号1について審議します。事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 (事務局朗読)

四方田会長 農地利用最適化推進委員として、金沢区域担当の、田中輝雄委員に対象農地の状況について説明を求めます。

金沢区域担当 8月17日の午後に若林委員、事務局と現地確認を行いました。

田中委員 場所は、〇〇の県道を〇〇〇から下りまして最初の信号を〇〇〇の方に左折して、〇〇〇を通り過ぎた〇〇地区の〇〇〇を更に進んだところになります。現地を見ましたら周りは全て30年以上経過した木々が生えていまして、日照権等の影響はないと思います。よろしくお願いいたします。

四方田会長 農業委員として、地区担当の7番、若林治委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

7番 田中委員の説明のあったとおりです。周りを木々に囲まれてしまっ
若林委員 ておりますので、他に影響はないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

四方田会長 これより本件に対する質疑を行います。

出席委員 (なしの声あり)

四方田会長 質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号。農地法第5条の規定による許可申請について2件を議題といたします。

番号1について審議します。事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

20日に大村委員、事務局と現地確認を行いましたので説明いたします。

〇〇〇を〇〇方面に向かって300m程進むと〇〇〇という自動車屋があります。その手前の道を入れて直ぐのところが申請地になります。

周りは全て住宅となってしまっておりまして、現地は雑木も生えてしまっており荒れた状態でした。

以上のおり問題ないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

四方田会長

農業委員として、地区担当の4番、大村茂委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

4番
大村委員

20日に3人で確認に行きました。

問題ないと思います。よろしくごお願いいたします。

四方田会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員 (委員の挙手)

四方田会長 挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。
番号2について審議します。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 (事務局朗読)

四方田会長 農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当 田島委員 20日に齊藤委員、事務局と現地確認に行ってきたので説明いたします。
〇〇〇から〇〇〇方向に300m進んだ先の細い道を〇〇方面に50m進み、更に突き当たりを30m程度進んだ先が申請地になります。北側と南側が家庭菜園程度の野菜を栽培、他の農地は休耕中、その他は住宅等になっておりました。隣接の農地の同意書も貰っていることですので問題ないと思います。よろしく願いいたします。

四方田会長 農業委員として、地区担当の9番、齊藤三恵子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

9番 齊藤委員 田島委員のおっしゃるとおり問題ないと思います。よろしく願いいたします。

四方田会長 これより本件に対する質疑を行います。

出席委員 (なしの声あり)

四方田会長 質疑がございませんので、これより採決いたします。
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号。農地法第2条第1項の「農地に該当するか否か」の判断について1件を議題といたします。

番号1について審議します。事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田会長

申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。

議案書と判断資料として配布された資料No.2を参考に、農地利用最適化推進委員、日野沢区域担当、高橋清勝委員に対象農地の状況について説明を求めます。

日野沢区域担当
高橋委員

21日に門平委員と事務局と現地確認をしてまいりました。

場所は、〇〇の〇〇〇の先になります。

写真から見ても雑木が生えている状態です。長く手が入っていないと思われます。よろしく願いいたします。

四方田会長

農業委員として、地区担当の5番、門平眞一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

5番
門平委員

高橋委員の説明のとおりです。

申請人も高齢で、子供も近くおらず、放置されている状態です。手入れも出来る状態ではありません。

①と②は〇〇〇の下の県道が通って分かれたのだと思います

③と④は地図を見ると道路の先で良さそうに見えるのですが、かなりの傾斜地で重機も入れるようなところではございません。

畑に戻すのは難しいと思います。よろしく願いします。

四方田会長

ただいま説明いただきました土地について、まとめて採決を致します。

〇〇〇〇氏から申し出のあった農地について「非農地」と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田会長

挙手委員が多数と認めます。

〇〇〇〇氏から申し出のあった農地について、「非農地」と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田会長

ご異議ないものと認めます。

よって、本件は農地法第2条第1項の「農地に該当するか否か」の判断について、「非農地」と判断することに決定致しました。

なお、議案第3号の1件については、非農地と判断した申出者に「非農地通知書」を、関係機関に一覧表を送付することになります。

以上で、審議いただく議案はすべて終了いたしました。ありがとうございました。